

## 長野県中小企業融資利子補給補助金交付要綱

制 定 令和2年7月3日2産経第135号  
最終改正 令和3年1月25日2産経第400号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において長野県中小企業融資利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けすることができる者（以下「受給資格者」という。）は、長野県新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、「当該制度融資」という。）を受けたもののうち、以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。

- 一 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- 二 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- 三 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(交付対象経費)

第3条 補給金の額は、当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月末日までの間に支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額~~4.6~~千万円（令和3年1月31日までに保証受付のあった貸付については4千万円、令和2年7月2日までに保証受付のあった貸付については3千万円）を補助対象限度額とする。

(補給期間)

第4条 補給金を交付する期間は、補助対象者が融資を受ける日から起算して3年間とする。

(金融機関への委任)

第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下、「受給資格者」という。）は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

- 2 委任を受けた金融機関（以下、「受任者」という。）は、申出者に利子補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請)

第6条 受任者は、利子補給金の金額と申出書等の内容を確認し、第3条第1項による利子補給金の金額をとりまとめて、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に以下の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 受取利子証明(明細)書

二 委任状及び振替承諾書(様式第2号)

三 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項における提出期限は、令和2年3月1日から同年9月30日までに発生する利子については10月31日、10月1日から翌年1月末日までに発生する利子については2月末日とする。なお、令和3年2月1日以降は、2月1日から同年7月31日までに発生する利子(「上半期分」という。)については8月31日、8月1日から翌年1月31日までに発生する利子(「下半期分」という。)については2月末日とする。

3 2回目以降の交付申請においては、第1項第2号の書類を省略することができる。

4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(電子申請等)

第7条 受任者は前条第1項及び第3項の規定による交付の申請については、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定により知事が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 受任者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録(適正化法第26条の2の規定により知事が定めるものをいう。以下同じ。)に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に知事宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。

3 知事は、第1項の規定により行われた交付申請に係る次条の規定に基づく交付決定について、申請者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

(交付決定兼額の確定通知)

第8条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認め、額の確定をするときは交付決定兼額の確定通知書(様式第3号)及び補助金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。

2 受任者は、前項に基づく交付決定兼額の確定通知を受けたときは、速やかに申請者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 受任者は、補給金の交付の請求をする場合は、交付請求書(様式第4号)を知事

に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 受任者は県の支払い後、速やかに受給資格者の指定口座に対して補給金を交付するものとする。

(書類の保存)

第11条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。